

平成19年度福井県人事行政の運営等の状況

福井県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福井県条例第9号）第6条の規定に基づき、平成19年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

- ・知事部局、企業局、教育委員会、警察本部などの各任命権者からの報告に基づきその概要を公表しています。（P1～36）
- ・人事委員会から報告された業務の状況について、併せて公表しています。（P37～48）
- ・一部、平成20年4月1日現在の状況を公表しています。

1 職員の任免および職員数の状況

（1）職員数の状況

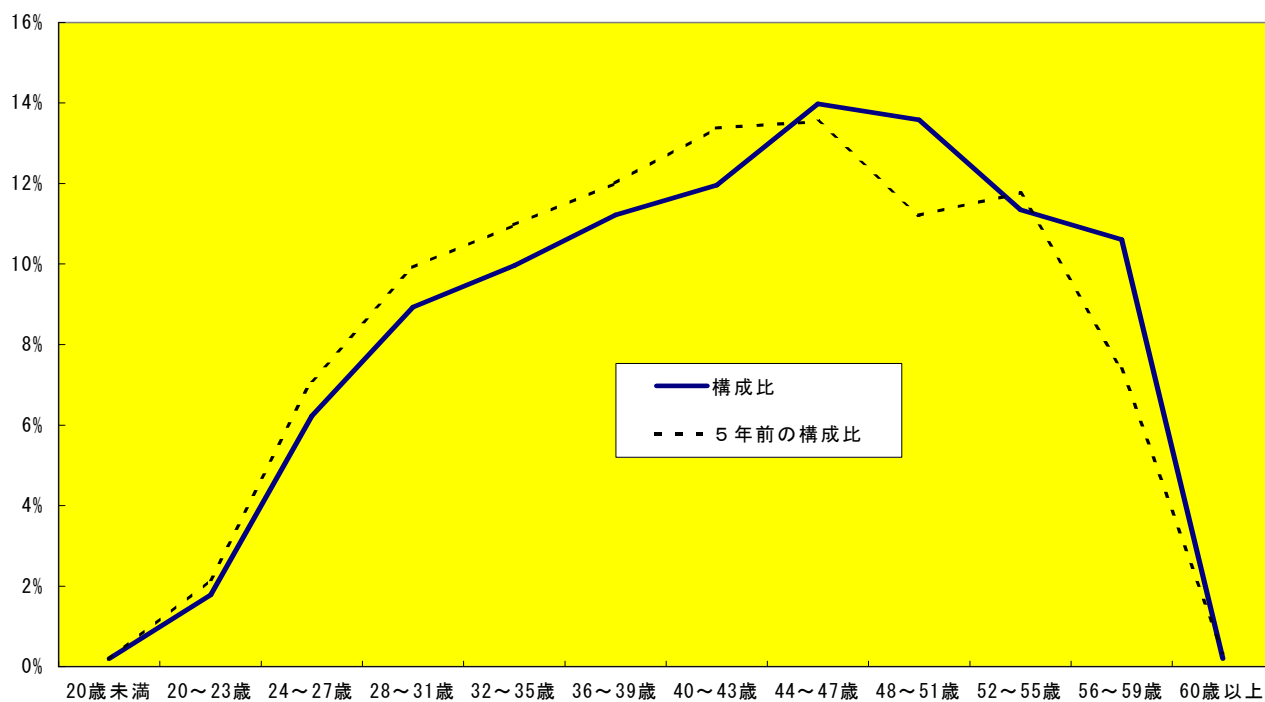
①部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成19年	平成20年			
部 門					
一 般 行 政 部 門	議 会	30	28	△2	自動車運転業務の合理化による減員等
	総 務	447	444	△3	庶務業務アウトソーシングによる減員等
	税 務	144	135	△9	県税事務所の事務合理化による減員等
	労 働	49	51	2	ふるさと定住業務の増加による増員等
	農 林 水 産	805	792	△13	農林総合事務所の再編による減員等
	商 工	183	185	2	産学官連携業務の増加による増員等
	土 木	796	763	△33	土木事務所の再編による減員等
	民 生	255	257	2	少子化対策業務の増加による増員等
	衛 生	412	412	0	
	小 計	3,121	3,067	△54	
特 別 行 政 部 門	教 育	8,064	7,942	△122	児童生徒数の減少に伴う減員等
	警 察	1,991	1,989	△2	警察事務の合理化による減員
	小 計	10,055	9,931	△124	
公 営 企 業 等	病 院	854	878	24	患者数増加に伴う増員等
	水 道	16	12	△4	水道管理事務所の事務合理化による減員
	下 水 道	4	3	△1	福井浄化センターの事務合理化による減員
	そ の 他	64	61	△3	発電事務所の事務合理化による減員等
	小 計	938	954	16	
合 計	14,114	13,952	△162		

注 職員数は一般職に属する職員数です。

②年齢別職員構成の状況（平成20年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	28人	249人	869人	1,246人	1,390人	1,565人	1,669人	1,950人	1,895人	1,583人	1,480人	28人	13,952人

③定員適正化計画の数値目標および進捗状況

ア 定員適正化目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
14,416人	13,753人	663人	4.6%

（参考）「新行財政改革実行プラン」における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成23年4月1日	5.0%の純減

イ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	18年～20年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	計	数値目標
一般行政	職員数	3,229	3,190	3,121	3,067	—	3,046
	増 減		△39	△69	△54	△162 (88.5%)	△183
教 育	職員数	8,312	8,275	8,064	7,942	—	7,815
	増 減		△37	△211	△122	△370 (74.4%)	△497
警 察	職員数	1,958	1,982	1,991	1,989	—	1,962
	増 減		24	9	△2	31 (-%)	4
公営企業 等 会 計	職員数	917	939	938	954	—	930
	増 減		22	△1	16	37 (-%)	13
計	職員数	14,416	14,386	14,114	13,952	—	13,753
	増 減		△30	△272	△162	△464 (70.0%)	△663

注1 計画期間は、平成17年4月～22年4月の5年間です。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

①人件費の状況（普通会計決算）

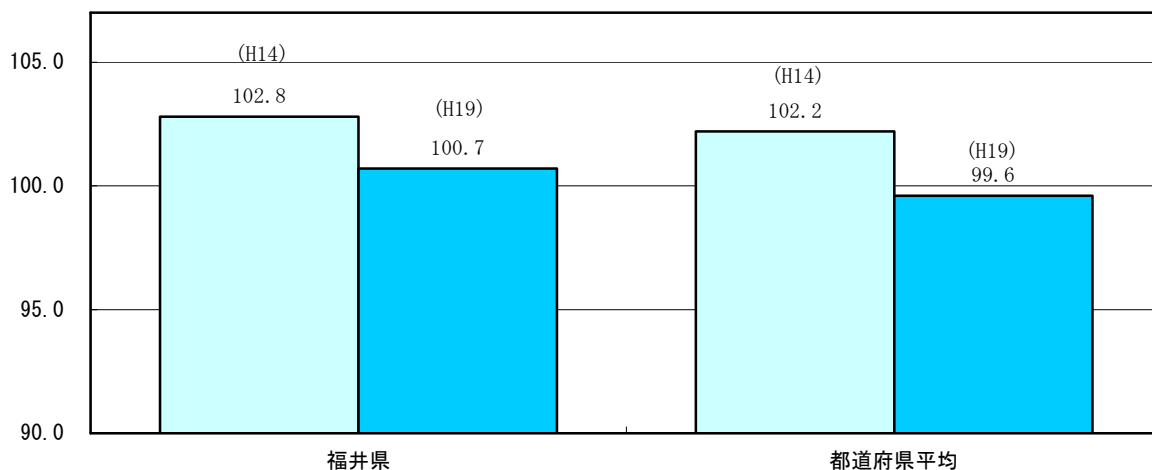
区分	住民基本 台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成18年 度の人件 費率
平成 19年度	人 815,344	千円 456,846,942	千円 4,036,257	千円 130,001,891	% 28.5	% 27.7

②職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 20年度	人 12,998	千円 59,110,120	千円 10,070,488	千円 24,510,228	千円 93,690,836	千円 7,208

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

③ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数 **100.4**

(平成19年4月1日現在)

(注) H19.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成20年4月1日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	43.2歳	354,127円	425,891円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
福井県	46.4歳	343人	347,820円	390,094円
うち土木管理技術員	44.7歳	88人	345,872円	392,977円
うち校務員	45.1歳	63人	317,473円	350,243円
うち調理師	45.7歳	51人	355,085円	390,204円
うち自動車運転手	49.2歳	39人	372,039円	429,469円
うち農業技術員	47.1歳	27人	363,625円	406,301円
うち電話交換手	40.6歳	14人	307,557円	339,998円
うち守衛	44.6歳	7人	338,785円	378,970円

※7人以上の主な職種について記載しています。

ウ 高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	43.1歳	391,364円	445,895円

エ 小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	43.7歳	393,023円	437,785円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	41.3歳	349,539円	455,644円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

②職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		福井県	国
一般行政職	大学卒	178,800円	I種 181,200円 II種 172,200円
	高校卒	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	147,400円	—
	中学卒	139,400円	—
高等学校教育職	大学卒	199,700円	—
	高校卒	154,900円	—
小・中学校教育職	大学卒	199,700円	—
	高校卒	154,900円	—

警 察 職	大 学 卒	197,200円	I種 203,100円 II種 200,000円
	高 校 卒	164,700円	158,100円

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成20年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	265,508円	316,877円	381,704円
	高 校 卒	215,175円	260,555円	315,144円
技能労務職	高 校 卒	—	239,933円	301,346円
	中 学 卒	—	—	—
高等学校 教育職	大 学 卒	318,730円	375,063円	410,323円
	高 校 卒	—	—	335,941円
小・中学校 教育職	大 学 卒	312,542円	370,043円	403,630円
	高 校 卒	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	274,514円	325,182円	368,770円
	高 校 卒	245,780円	274,525円	336,759円

（注）該当職員が3人以下の各区分については、記載していません。

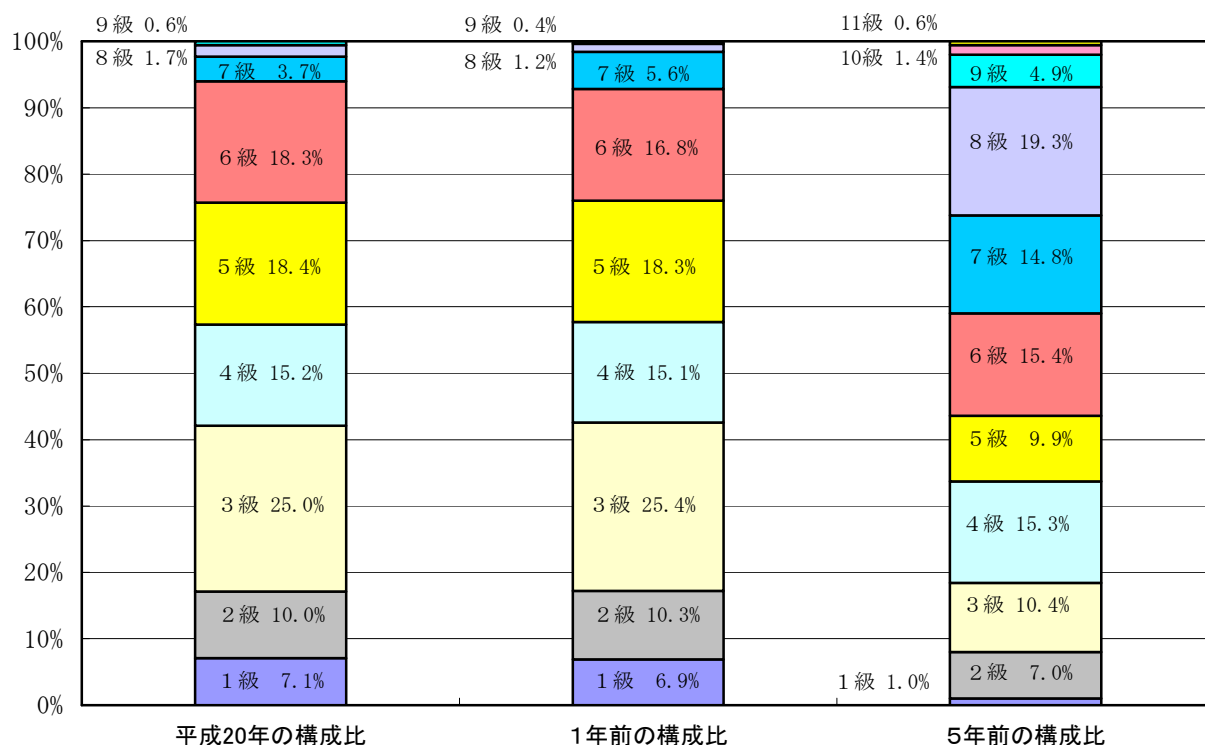
（3）一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長	20 人	0.6 %
8 級	企画幹	53 人	1.7 %
7 級	課長、参事	117 人	3.7 %
6 級	課長、参事	584 人	18.3 %
5 級	課長補佐	587 人	18.4 %
4 級	主任	485 人	15.2 %
3 級	企画主査、主査	797 人	25.0 %
2 級	主事	319 人	10.0 %
1 級	主事	226 人	7.1 %

（注）1 福井県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に11級制から9級制に変更しています。(旧給料表の1級および2級ならびに4級および5級をそれぞれ統合しました。)

②昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

管理職（課長級以上）を対象に平成19年10月から職員の仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する新たな人事評価を実施しており、一般職（課長補佐級以下）においては試行中。

2 昇給への勤務成績の反映状況

平成20年度から、管理職において人事評価結果を昇給に反映させる予定。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

福 井 県	国
1人あたり平均支給額（平成19年度） 1,895 千円	—
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

- | |
|--|
| 1 勤務成績の評定の実施状況
管理職（課長級以上）を対象に平成19年10月から職員の仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する新たな人事評価を実施しており、一般職（課長補佐級以下）においては試行中。 |
| 2 勤勉手当への勤務実績の反映状況
平成20年度から、管理職において人事評価結果を勤勉手当に反映。 |

②退職手当（平成20年4月1日現在）

福 井 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	4,603千円	28,855千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）			745,001千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）			53,146円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	13人	16%	16%
大阪府大阪市	9人	13%	13%
医師・歯科医師	121人	13%	13%
滋賀県大津市	1人	7%	7%
三重県津市	1人	4%	4%
岐阜県岐阜市	1人	3%	3%
福井市	6,468人	1.3%	3%
福井市を除く福井県内	7,250人	1.3%	0%
海外	11人	0%	0%
平均支給率		1.4%	1.5%

(注) 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18%	18%
大阪府大阪市	15%	15%
医師・歯科医師	15%	15%
滋賀県大津市	10%	10%
三重県津市	6%	6%
岐阜県岐阜市	3%	3%
福井市	1.3%	3%
福井市を除く福井県内	1.3%	0%
海外	0%	0%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

④特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		752,952千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		87,614円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)		38.3%	
手当の種類(手当数)		37	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
職員等の研修機関の教務に従事する職員の手当	消防学校または警察学校に勤務する職員	研修における実技訓練	日額550円
県税事務に従事する職員の手当	県税事務所、嶺南振興局若狭税務部等に勤務する職員	県税の賦課徴収等に関する事務	日額870円
感染症防疫等作業に従事する職員の手当	健康福祉センター、県立病院、家畜保健衛生所等に勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症に汚染されている患者の看護、家畜伝染病の病菌に汚染されている家畜の飼育等	日額300円
精神保健指定医等の職員の手当	精神保健指定医および健康福祉センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく診察、精神保健法に基づき在宅の精神障害者を訪問して行う相談指導等の業務	日額300円～340円
麻薬取締業務に従事する職員の手当	健康福祉部医務薬務課に勤務する職員	麻薬及び向精神薬取締法の麻薬取締員としての業務	日額550円
特殊病棟等に勤務する職員の手当	県立病院に勤務する理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、看護師、栄養士等	患者のリハビリテーション、人工透析、救急患者の看護、救急患者を収容するための病棟の入院患者の看護、精神病患者に直接接して行う栄養の指導等の業務	月額5,000円、日額240円または勤務1回につき240円
社会福祉業務等に従事する職員の手当	健康福祉センター福祉課、精神保健福祉センター、総合福祉相談所または特別支援学校等に勤務する職員	児童福祉や精神保健等に関する相談、指導の業務または入所者等の介助、指導の補助業務	日額250円～610円または月額4,800円
医療業務等に従事する職員の手当	健康福祉センター、県立病院、こども療育センター、精神保健福祉センター等に勤務する医師および歯科医師	医療業務または公衆衛生業務	月額150,000円以下
死体処理作業に従事する職員の手当	県立病院に勤務する職員および警察の職員	人の死体の解剖、検視等の作業	1体につき1,600円～3,200円

放射線取扱作業等に 従事する職員の手当	健康福祉センター、こども療育センターまたは県立病院に勤務する診療放射線技師、原子力環境監視センターにおいて放射性同位元素または人体に有害な放射線を使用して行う試験研究業務に従事することを常例とする技術職員等	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業、放射性同位元素等を使用して行う試験研究業務等	日額240円～480円
危険な細菌の研究等に 従事する職員の手当	健康福祉センター、衛生環境研究センターまたはこども療育センターに勤務する病理細菌技術職員等	危険な細菌の研究、検査の業務等	日額300円～410円
夜間看護等に従事する 職員の手当	県立病院、こども療育センターに勤務する看護師、助産師等	正規の勤務時間における看護等の業務のうちその一部または全部が深夜において行われる業務等	勤務1回につき1,620円～3,300円
潜水作業に従事する職 員の手当	水産試験場または栽培漁業センターに勤務する職員もしくは警察の職員	潜水作業	1時間につき320円～1,550円
大型自動車等の道路上 運転作業に従事する職 員の手当	土木事務所に勤務する職員等	道路において大型自動車を1日40キロメートル以上運転したときまたは道路において大型特殊自動車を運転したとき	日額220円
用地交渉業務に従事す る職員の手当	農林総合事務所、土木事務所、ダム建設事務所等に勤務する職員のうち、用地交渉業務に従事する職員等	勤務公署以外の場所において行う、土地の取得、土地の取得に伴う物件の移転等の交渉	日額870円～1,300円
特殊現場作業に従事す る職員の手当	農林総合事務所、土木事務所等に勤務する職員等	地上もしくは水面10メートル以上の足場の不安定な箇所、傾斜が40度以上で高さが15メートル以上の傾斜地で行う調査、測量、検査、監督等の作業等	日額350円～560円
災害応急作業等に従事 する職員の手当	職員	県の管理する道路、河川等に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、災害警備、遭難救助等の作業	日額710円～1,620円
危険薬剤または有害物 質の取扱作業等に従事 する職員の手当	衛生環境研究センター、農業試験場等に勤務する職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う業務または人体に有害な物質の発生を伴う業務等	日額230円
家畜等取扱作業に従事 する職員の手当	畜産試験場、家畜保健衛生所および健康福祉センターに勤務する職員	精液の採取のために種雄畜を制する作業、犬の捕獲または処分の作業	日額240円～540円
家畜保健衛生業務に従 事する職員の手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法に掲げる家畜保健衛生所の事務	日額1,080円または月額22,700円
牧場業務に従事する職 員の手当	県営牧場に勤務する職員	飼養管理、繁殖および草地の維持管理等牧草の管理に係る作業	日額640円
爆発物取締等作業に従 事する職員の手当	安全環境部危機対策・防災課に勤務する職員または警察の職員	火薬類、高圧ガス等の取締作業、特殊危険物質（サリン等）の処理作業等	日額250円～5,200円
教育施設の教務等に従 事する職員の手当	看護専門学校において教務に従事することを本務とする職員および産業技術専門学院に勤務する職業訓練指導員	看護専門学校の学生に対する講義等または職業訓練施設の訓練生の職業訓練	月額20,000円または給料月額の9/100
高等学校の定時制教育 または通信教育に従事 する職員の手当	定時制または通信制の課程に関する校務を本務とする教諭等	定時制教育または通信教育に係る業務	給料月額の10/100
へき地学校等に勤務す る職員の手当	へき地教育振興法に基づくへき地学校等に勤務する職員		給料および扶養手当の月額の4/100～25/100
多学年の学級を担当す る職員の手当	小・中学校の2以上の学年で編制されている学級を担当する教員	学級における授業または指導	日額300円～360円
高等学校の教員等の産 業教育手当	農業、工業等に関する課程を置く高等学校に勤務する教諭等	実習を伴う農業、工業等に関する科目を主として担任	給料月額の10/100

高等学校の全日制の課程および定時制の課程を兼任する職員等の手当	高等学校の全日制の課程を担当し定時制の課程を兼任する教員等	兼任に係る課程における授業等の業務	1時間につき930円
教員特殊業務に従事する職員の手当	教頭、教諭等	週休日等に学校の管理下において行う部活動における生徒の指導業務等	日額1,200円～3,200円
漁労作業に従事する職員の手当	実習船に乗り込むことを本務とする職員	漁労作業	1航海における漁獲物の販売額から販売手数料および経費を差し引いた額の18/100の額の範囲内で任命権者が定める額
航海実習の指導に従事する職員の手当	航海実習の指導を担当することを命じられた職員	実習生の航海実習の指導	日額2,160円
夜間の定時制の課程を置く高等学校の業務に従事する職員の手当	夜間の定時制の課程に関する業務に従事することを本務とする職員	午後5時から午後10時までの間において行う4時間以上の定時制の課程に関する業務	日額220円
教育業務の連絡指導に従事する職員の手当	教諭、養護教諭	教育についての連絡調整、指導および助言	日額210円
夜間特殊業務に従事する職員の手当	警察の職員	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜において行われる業務等	勤務1回につき420円～1,280円
警察の職員の手当	警察の職員	私服職員の従事する犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕の業務等	日額280円～1,640円
航空業務に従事する職員の手当	安全環境部危機対策・防災課、防災航空事務所に勤務する職員、警察の職員等	航空機に搭乗し、航空機乗組員として行う業務等	1時間につき1,960円～5,250円
道路上の作業に従事する職員の手当	土木事務所に勤務する技能労務職員	計画的に実施される道路の維持、補修または道路上の大型の動物の死体の撤去作業	日額230円

⑤時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	2,631,714千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	428千円
支給実績（平成18年度決算）	2,715,416千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	433千円

⑥その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 [月額30,600円～126,600円]	同じ（国：給料の特別調整額）		千円 1,072,979	円 728,926
初任給調整手当	医師および歯科医師に支給 [月額16,900円～268,500円]	同じ		千円 276,417	円 2,342,514
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 [月額：配偶者13,000円、その他の扶養親族1人当たり6,500円～11,000円]	同じ		千円 1,554,886	円 230,798

住居手当	賃貸住宅に居住する職員、自宅に居住する職員等に支給 〔(1)借家の場合 ①家賃が21,000円以下の場合の月額 家賃-10,000円 ②家賃が21,000円を超える場合の月額 11,000円+ (家賃-21,000円) /2 (上限27,000円) (2)自宅の場合 月額3,000円〕	異なる	1 借家の場合の支給要件 (福井県) 家賃が10,000円を超える場合に支給 (国) 家賃が12,000円を超える場合に支給 2 自宅の場合の支給額 (福井県) 支給額3,000円 (期限なし) (国) 支給額2,500円 (新築または購入後5年間に限る。)	千円 521,638	円 100,431
通勤手当	通勤のため、交通機関を利用し、または交通用具等を利用している職員に支給 〔1 電車・バスを利用する場合 運賃等相当額55,000円までは全額支給、それを超える部分は半額支給 2 乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,000円以上を支給 3 特急列車等を利用する場合 特急料金等の半額加算(20,000円を限度) 4 交通機関等と自動車等の併用者が常例として乗継地周辺の駐車場等を利用する場合 駐車料金等加算(3,000円を限度)〕	異なる	1 電車・バスを利用する場合 (福井県) 運賃等相当額55,000円を超える部分は半額支給 (国) 運賃等相当額55,000円まで支給 2 乗用車等を使用する場合 (福井県) 上限額なし (国) 上限額24,500円 4 交通機関等と自動車等の併用者が常例として乗継地周辺の駐車場等を利用する場合 (福井県) 駐車料金等加算あり (国) 駐車料金等加算なし	千円 1,236,965	円 93,845
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、配偶者と別居し、単身で生活することを常況することとなった職員に支給 〔基礎額23,000円に住居間の距離に応じた額(最高45,000円)を加算した額〕	同じ		千円 103,307	円 243,075
寒冷地手当	寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職員に毎年11月から翌年3月まで支給 〔月額7,360円～17,800円〕	同じ		千円 133,204	円 27,041
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当	1 特勤勤務手当 生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 〔給料および扶養手当の月額4/100～8/100〕 2 特勤勤務手当に準ずる手当 特勤勤務公署等への異動に伴って住居を移転した職員等に異動の日から起算して3年間以内の期間支給 〔給料および扶養手当の月額4/100～6/100〕	同じ		千円 12,840	円 197,540
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 〔1時間につき勤務1時間当たりの給与額の135/100〕	同じ		千円 434,739	円 137,185
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員に支給 〔1時間につき勤務1時間当たりの給与額の25/100〕	同じ		千円 209,649	円 109,477

宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 [1回につき4,200円～20,000円]	同じ		千円 422,459	円 227,373
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給者が週休日および休日等に勤務した場合に支給 [勤務1回につき4,000円～12,000円]	同じ		千円 1,445	円 45,156
災害派遣手当	災害応急対策または災害復旧のため国の機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員が住所または居所を離れて福井県の区域に滞在することを要する場合に支給 [1日につき3,970円～6,620円]			千円 0	円 0
農林漁業普及指導手当	農林漁業等の普及指導事業に従事する職員に支給 [給料月額6/100]			千円 28,649	円 189,730
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給 [5,000円～20,200円]			千円 1,229,488	円 160,907

(5) 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	知 事	1,170,000 円	(1,300,000 円)
	副 知 事	918,000 円	(1,020,000 円)
報酬	議 長	882,700 円	(910,000 円)
	副 議 長	834,200 円	(860,000 円)
	議 員	756,600 円	(780,000 円)
期末手当	知 事	(平成19年度支給割合)	
	副 知 事	3.35 月分	
退職手当	議 長	(平成19年度支給割合)	
	副 議 長	3.35 月分	
退職手当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 知 事	130万円×在職月数×0.7	43,680,000円 (任期毎)
		102万円×在職月数×0.45	22,032,000円 (任期毎)

- (注) 1 知事および副知事の給料については、平成19年5月10日から平成23年4月22日までの間、10%相当額が減額されており、()内は、減額前の金額です。
- 2 議長、副議長および議員の報酬については、平成19年5月10日から平成21年3月31日までの間、3%相当額が減額されており、()内は、減額前の金額です。
- 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業職員の状況

① 電気事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益または実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成18年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 19年度	千円 1,496,617	千円 367,126	千円 415,239	% 27.7	% 26.6

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 20年度	36	千円 147,572	千円 40,298	千円 63,299	千円 251,169	千円 6,977

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	43.5歳	374,478円	593,733円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県	
1人当たり平均支給額 (平成19年度)	
1,891千円	
(平成19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.50月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成20年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円 - 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者が3人以下のため、記載していません。

(ウ) 地域手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）			1,732千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）			48,123円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.3%	16人	1.3%
福井市を除く福井県内	1.3%	17人	1.3%

（平成22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
福井県内	1.3%	1.3%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(エ) 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）		1,179千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）		56,165円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）		26.6%	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	職員	勤務公署以外の場所において行う土地の取得等の交渉の業務	1日につき870円（業務の一部または全部が午後6時から翌日の午前6時までに行われた日は1,300円）
	職員	地上もしくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等において行う調査、測量等の作業	1日につき350円
	職員	企業局の管理するえん堤、配電施設もしくは送水施設に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、応急作業等の作業	1日につき710円~1,080円
	職員	道路上で交通を遮断することなく行う道路の維持修繕、調査、測量等の作業	1日につき350円
	職員	掘削中のトンネルまたは発電所の水路内で行う調査、測量等	1日につき560円

職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等における工事において、水面下で行う調査、測量等の作業	1日につき350円
職員	落石、地すべり、資材の落下等の危険等を伴う現場で行う調査、測量等の作業	1日につき350円
職員	湖上において船舶に乗船して行う調査、測量等の作業	1日につき350円
職員	高圧の配電線路または機器の保守、調査、監督等の作業	1日につき350円
職員	ダム本体内で行う点検、水門の保守、点検、操作等の作業	1日につき560円
職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う作業	1日につき230円
職員	人体に有害な物質の発生を伴う業務	1日につき230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	4,689千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	130千円
支給実績（平成18年度決算）	7,158千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	178千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			6,824千円	974,837円
扶養手当				6,042千円	251,750円
住居手当				1,272千円	63,600円
通勤手当				5,960千円	175,308円
単身赴任手当				0千円	0円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				—千円	—円
寒冷地手当				1,662千円	66,480円
休日給				775千円	86,109円
夜間勤務手当				0千円	0円
宿日直手当				1,002千円	125,213円
管理職員特別勤務手当				0千円	0円

※特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

②工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成18年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 19年度	441,355	267,742	104,766	23.7	27.6

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
平成 20年度	12	48,073	10,194	20,228	78,495	6,541

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	41.8歳	354,424円	535,528円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県	
1人当たり平均支給額（平成19年度）	
1,687千円	
(平成19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.50月分
(1.6)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成20年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため、記載していません。

(ウ) 地域手当（平成20年4月1日現在）

支 給 実 績（平成19年度決算）			513千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）			42,760円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.3%	9人	1.3%
福井市を除く福井県内	1.3%	3人	1.3%

（平成22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
福井県内	1.3%	1.3%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(エ) 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）			171千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）			24,476円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）			8.9%
手当の種類（手当数）			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(6)の①のウの(エ)に同じ			

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	2,638千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	220千円
支給実績（平成18年度決算）	6,844千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	527千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成20年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			— 千円	— 円
扶養手当				1,676 千円	239,357 円
住居手当				492 千円	82,000 円
通勤手当				1,628 千円	135,642 円
単身赴任手当				0 千円	0 円
特勤手当および特勤手当に準ずる手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				118 千円	19,650 円
休日給				— 千円	— 円
夜間勤務手当				0 千円	0 円
宿日直手当				0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当				0 千円	0 円

※管理職手当および休日給は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

③水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益または実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成18年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成19年度	2,275,598	△16,907	183,075	8.0	13.3

(注) 職員給与費については総費用の外数である資本的支出に計上している給与費も含めています。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
平成20年度	19	79,370	16,782	33,395	129,547	6,818

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	44.0歳	375,009円	573,788円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県	
1人当たり平均支給額（平成19年度）	
1,851千円	
（平成19年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.50月分
(1.6)月分	(0.75)月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成20年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置（2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置（2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者が3人以下のため、記載していません。

(ウ) 地域手当（平成20年4月1日現在）

支 給 実 績（平成19年度決算）			901千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）			47,440円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.3%	7人	1.3%
福井市以外の福井県内	1.3%	12人	1.3%

（平成22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
福井県内	1.3%	1.3%

（注） 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(工) 特殊勤務手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績 (平成19年度決算)	251千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)	27,882円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成19年度)	11.4%		
手当の種類 (手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(6) の①のウの(エ)に同じ			

(才) 時間外勤務手当

支給実績 (平成19年度決算)	4,011千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)	211千円
支給実績 (平成18年度決算)	10,485千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)	500千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(力) その他の手当 (平成20年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ	一般行政職と同じ		3,608千円	902,108円
扶養手当				2,316千円	210,545円
住居手当				1,037千円	129,675円
通勤手当				2,793千円	146,985円
単身赴任手当				0千円	0円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0千円	0円
寒冷地手当				148千円	14,760円
休日給				70千円	17,594円
夜間勤務手当				0千円	0円
宿日直手当				—千円	—円
管理職員特別勤務手当				0千円	0円

※宿日直手当は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

④宅地造成事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益または実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 平成18年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成19年度	648,561	220,351	65,275	10.1	3.1

(注) 職員給与費については資本的支出に計上しており、総費用の外数となります。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 20年度	8	千円 34,983	千円 6,928	千円 14,925	千円 56,836	千円 7,105

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	42.8歳	378,514円	587,001円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県	
1人当たり平均支給額（平成19年度）	
1,857千円	
（平成19年度支給割合）	
期末手当 3.0月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.50月分 (0.75)月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成20年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため、記載していません。

(ウ) 地域手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績 (平成19年度決算)			365千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)			45,661円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
福井市	1.3%	8人	1.3%

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
福井県内	1.3%	1.3%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(エ) 特殊勤務手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績 (平成19年度決算)			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)			— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成19年度)			— %
手当の種類 (手当数)			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(6)の①のウの(エ)に同じ			

※支給実績等は、支給対象者が3人以下のため記載していません。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成19年度決算)	1,078千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)	135千円
支給実績 (平成18年度決算)	2,897千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)	363千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成20年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			— 千円	— 円
扶養手当				1,089千円	272,250円
住居手当				232千円	38,667円
通勤手当				1,168千円	146,016円
単身赴任手当				0千円	0円
特勤手当 および特勤手当に準ずる手当				0千円	0円
寒冷地手当				79千円	19,650円
休日給				— 千円	— 円
夜間勤務手当				0千円	0円
宿日直手当				— 千円	— 円

管理職員特別勤務手当		0千円	0円
------------	--	-----	----

※管理職手当、休日給および宿日直手当は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

⑤下水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益または実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 平成18年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成19年度	480,633	168,431	36,329	7.6	9.5

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
平成20年度	4	14,685	3,760	6,222	24,667	6,167

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	37.7歳	324,260円	505,793円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県	
1人当たり平均支給額（平成19年度）	
1,540千円	
(平成19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.50月分
(1.6)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成20年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
- 千円			- 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため、記載していません。

(ウ) 地域手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）			169千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）			42,312円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.3%	1人	1.3%
福井市を除く福井県内	1.3%	3人	1.3%

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
福井県内	1.3%	1.3%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(エ) 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）			- 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）			- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）			- %
手当の種類（手当数）			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(6)の①のウの(エ)に同じ			

※支給実績等は、支給対象者が3人以下のため記載していません。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	1,252千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	313千円
支給実績（平成18年度決算）	965千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	193千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(力) その他の手当 (平成20年4月1日現在)

手当名	内容および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			— 千円	— 円
扶養手当				— 千円	— 円
住居手当				— 千円	— 円
通勤手当				534 千円	106,848 円
単身赴任手当				0 千円	0 円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				0 千円	0 円
休日給				— 千円	— 円
夜間勤務手当				0 千円	0 円
宿日直手当				0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当				0 千円	0 円

※管理職手当、扶養手当、住居手当および休日給は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

平成19年度の職員の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤務時間	8:30～17:30
休憩時間	12:00～13:00

※ 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員(警察本部等)は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇、休業制度の状況

平成19年度の職員の主な休暇、休業制度の状況は、次の表のとおりです。

なお、職員の休暇等については、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例や施行規則等で定められています。

区 分	期 間	平成19年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
年次休暇	1年あたり20日	取得日数 平均9.3日	取得日数 平均8.2日	取得日数 平均4.0日
夏季休暇	5日以内	取得日数 平均4.3日	取得日数 平均4.1日	取得日数 平均3.3日
ボランティア 休暇	5日以内	取得者 40人	取得者 21人	取得者 0人
病気休暇	90日以内 ただし、悪性新生物など人事委員会が定める疾病により療養を要する場合 180日以内 結核性疾患により長期の療養を要する場合 1年以内	取得者 154人	取得者 192人	取得者 62人
介護休暇	配偶者、父母、子などを介護する必要のある場合、連続する6月の期間内において必要と認める期間	取得者 2人	取得者 13人	取得者 0人
育児休業	最長で子が3歳に達する日までの期間	取得者 64人	取得者 160人	取得者 10人

※ 表中「知事部局等」には、知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局を含みます。(以下同じ)

※ 年次休暇、夏季休暇、ボランティア休暇については、1年単位で付与されるため、平成19年(H19.1.1～H19.12.31)の取得状況を記載しています。

※ 病気休暇、介護休暇、育児休業の取得者数は、平成19年度中に休暇等を開始した者の人数を記載しています。

4 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

平成19年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
知事部局等	0人	0人	51人	0人	51人
教育委員会	0人	0人	87人	0人	87人
警 察 本 部	0人	0人	23人	0人	23人
計	0人	0人	161人	0人	161人

※ 平成19年度中に分限処分を受けた職員数を記載しています。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

平成19年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局等	4人	1人	0人	0人	5人
教育委員会	6人	4人	2人	2人	14人
警 察 本 部	0人	0人	0人	0人	0人
計	10人	5人	2人	2人	19人

※ 平成19年度中に懲戒処分を受けた職員数を記載しています。

5 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、その根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています（地方公務員法（以下「法」という。）第30条）。

さらに、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- ・ 秘密を守る義務（法第34条）
- ・ 職務に専念する義務（法第35条）
- ・ 政治的行為の制限（法第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（法第37条）
- ・ 営利企業等の従事制限（法第38条）

（1）職務専念義務免除の状況

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（法第35条）とするものですが、福井県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例および職務に専念する義務の特例を定める規則（以下「規則」という。）でその免除が限定的に認められています。

平成19年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

区 分	事 由	平成19年度の承認件数		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
規則第2条 第1項	県行政と密接な関係を有し、県が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合	270 件	5 件	0 件
規則第2条 第2項	教育に関する他の事業または事務に従事する場合（教育公務員特例法第17条第1項）	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第3項	当該地方公共団体の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第4項	地方公共団体の当局に対し不満を表明し、または意見を申し出る場合（地方公務員法第55条第11項）	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第5項	不利益処分に関する審査の請求者または勤務条件に関する措置の要求者として出頭した場合	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第6項	職務に関連のある国家公務員または他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第7項	前各号に掲げるもののほか、人事委員会 が特に認める場合	7 件	62 件	2 件

※ 平成19年度中に職務専念義務免除申請を承認された件数を記載しています。

(2) 営利企業等従事許可の状況

営利企業等の従事制限とは、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」

(法第38条)とするものですが、営利企業等の従事制限に関する規則で許可の基準等が定められており、その許可が限定的に認められています。

平成19年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準 (営利企業等の従事制限に関する規則第3条)	平成19年度の許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ・ 職員の占めている職務と当該営利企業との間に特別な利害関係があつて、それにより不当な結果を生じ、または生じるおそれのある場合 ・ 職務の遂行に支障のある場合 ・ その他公務員として適当でないと認められる場合	19件	2件	0件

※ 平成19年度中に営利企業等従事を許可された件数を記載しています。

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています（法第39条）。

平成19年度の職員の研修の状況は、次の表のとおりです。

①知事部局等

区 分	研 修 名	研修期間	受講者数
職員一般研修	新規採用職員研修（前期）	5日	70人
	新規採用職員研修（中期）	5日	70人
	新規採用職員研修（後期）	3日	68人
	新規採用職員研修（看護・保育職）	5日	52人
	新規採用予定職員研修（看護職）	2日	24人
	ステップ1研修	2日	80人
	ステップ2研修	2日	93人
	ステップ3研修	3日	124人
	ステップ4研修	2日	113人
	トレーナー研修	2日	57人
マネジメント研修	管理者研修	2日	62人
	参事級研修	1日	60人
	課長級研修	1日	40人
	課長級（特別）研修	1日	24人
	部長・次長級研修	0.5日	57人
パワーアップ研修	コーチングスキル研修等	21回	261人
連携協働推進研修	企業・行政交流セミナー	2回	21人
	四県合同交流研修	6日	7人
	四県共同研究	8日	2人

※ 職員一般研修とは、年齢階層ごとの役割変化に応じて、必要な知識、技能等を修得させるための研修です。

※ マネジメント研修とは、管理・監督の立場にある職員に対して、それぞれの職務に応じて必要な知識、技能等を修得させるための研修です。

※ パワーアップ研修とは、職務遂行上必要な専門知識の修得や技能の向上を図るための全職員を対象とした研修です。

※ 連携協働推進研修とは、他県の研修機関との合同研修や共同研究、民間企業の職員等との交流研修を通じて、知識、技能、ノウハウ等の修得を図る研修です。

②教育委員会

区 分		研 修 名	研修期間	受講者数
指 定 研 修	基本研修	初任者研修	1年(25日+300時間)	93人
		幼稚園新採用教員研修	10日	39人
		5年経験者研修	3.5日	144人
		10年経験者研修(含幼稚園)	30日	144人
	主任等研修	教務主任研修	1講座 1日	31人
		研究主任研修	2講座 各1日	39人
		教育相談担当者研修	1講座 1日	30人
		生徒指導主事研修	2講座 各1~2日	32人
		学校図書館担当者	1講座 1日	29人
		養護教諭研修	1講座 1日	48人
		理科実習助手研修	1講座 1日	18人
	管理職等研修	中堅教員研修	1講座 2日	33人
		新任校長研修	1講座 4日	48人
新任教頭研修		1講座 5日	66人	
	組織マネジメント研修(経年管理職)	1講座 1日	74人	
専 門 研 修	教科等に関する研修	幼稚園教育に関する研修	4講座 各1日	174人
		小学校の各教科に関する研修	32講座 各1~2日	610人
		中学校の各教科に関する研修	25講座 各1~2日	237人
		高校の各教科に関する研修	15講座 各1~2日	176人
		その他(校種を超えた研修)	12講座 各1日	344人
	教科以外の課題等に関する研修	道徳教育	3講座 各1~2日	64人
		特別活動	1講座 1日	25人
		学級経営	2講座 各1日	41人
		キャリア教育	1講座 1日	41人
		生徒指導	2講座 各1日	75人
		教育相談関係	7講座 各1~2日	233人
		総合的な学習の時間	1講座 1日	24人
		へき地複式教育	1講座 1日	10人
		食育	2講座 各1日	64人
		性教育	1講座 1日	68人
		人権教育	1講座 1日	27人
		人間力向上	1講座 1日	169人
		学校評価	1講座 1日	39人
		危機管理	1講座 1日	37人
		読解力向上	1講座 1日	55人
		幼小連携	1講座 1日	28人
		小中連携	1講座 1日	16人
		環境・エネルギー理解	1講座 1日	12人
		情報教育に関する研修	27講座 各1~2日	599人
		エル・ネットを活用した研修	10講座 各1日	152人
		教養研修	9講座 各1日	178人

- ※ 基本研修とは、初任者および一般教員に対し、教職経験年数に応じ、必要とされる資質能力の向上を図るための研修です。
- ※ 主任等研修とは、主任等の教員に対し、職務等に応じて、教育上の課題を解決する能力や実践にかかわる専門的な能力の育成を図るための研修です。
- ※ 管理職研修とは、管理職の教員に対し、組織経営についての見識の確立と考察力の育成を図るための研修です。
- ※ 教科等に関する研修とは、一般教員に対し、各教科（産業教育を含む）に関する専門的な知識、実践的な指導力など、必要とされる資質能力の向上を図るための研修です。
- ※ 教科以外の課題等に関する研修とは、一般教員に対し、教科以外の学校教育諸活動に関して、必要とされる資質能力の向上を図るための研修です。

③警察本部

区 分	研 修 名	研修期間	受講者数	
警察大学校	警察運営科	3週	4人	
	警部任用科	3月	14人	
	課長補佐任用科（50歳未満の職員）	2週	2人	
	教官養成科	1月	2人	
	専科	1週から1月	33人	
	指定職種任用科	1週から3週	6人	
	研究科	2週から2月	3人	
	研修科	1週から2週	4人	
国際捜査研修所	語学研修等	1週から1年	12人	
管区警察学校	任用科	警部（49歳以上56歳未満）	2週	7人
		警部補（46歳未満）	8週	32人
		巡査部長（41歳未満）	6週	44人
		係長（46歳未満の職員）	2週	5人
		主任（41歳未満の職員）	2週	7人
	専科（他管区を含む）	1週から2月	50人	
県警察学校	初任科	新採用の警察官	10月または6月	80人
		新採用の職員	4週	2人
	初任補修科（初任科及び職場実習を修了した警察官）		3月から4月	67人
	任用科	警部補（46歳以上）	2週	16人
		巡査部長（41歳以上）	2週	21人
		部門別	2週から4週	39人
	専科	3日から2週	319人	

- ※ 初任科とは、新たに採用された警察官及び職員にその職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための研修です。
- ※ 初任補修科とは、初任科及び職場での実習を修了した警察官に対し、知識・技能を総合的に発展進化させ、体力・気力を充実させるための研修です。
- ※ 専科とは、警察官及び職員に特別の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるための研修です。
- ※ 任用科とは、各階級に昇任又は昇任が予定されている警察官及び各職に昇任又は昇任が予定されている職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための研修です。また、部門別に新規任用の警察官にその職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための研修です。

（2）勤務成績の評定の状況

任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされています（法第40条）。

勤務評定は能力主義、成績主義を実現するための手段であり、各任命権者においては、こうした観点から、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価し、その結果を配置換や昇任、昇給などの人事管理に活用することで、公務の能率的な運営を図っています。

知事部局等においては、平成19年10月から職員の仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する新たな人事評価制度を導入したところです。（課長補佐級以下の一般職については試行）

警察本部においては、人事、昇給、教養等の公正な基礎資料および人材育成の指針とするため、職務に関する資質、能力および実績を総合的に評価する人事評価制度を実施しています。

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています（法第42条）。

平成19年度の福利厚生状況は次の表のとおりです。

区分	主な内容	事業費（単位：千円）		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
厚生事業	人間ドック事業 生活習慣病検診 その他の健康づくり推進事業等	44,476	48,000	24,945
補助事業	職員互助会等の補助 (健康増進事業等)	68,744	65,873	14,608
計		113,220	113,873	39,553

(2) 共済制度状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しています。なお、制度実施のため必要な財源は、職員の掛金と地方公共団体の負担金によってまかなわれています。

平成19年度の共済制度状況は、次の表のとおりです。

区分	主な内容	給付額（単位：千円）		
		地方職員 共済組合	公立学校 共済組合	警察 共済組合
保健給付	医療給付、出産費、埋葬料等	904,220	1,665,190	498,507
休業給付	傷病手当金、育児休業手当金等	86,418	288,434	31,049
災害給付	弔慰金、災害見舞金等	0	2,322	0
附加給付	医療給付附加金、傷病手当金附加金	38,623	59,677	33,540
厚生事業	健康管理、健康増進事業等	29,842	161,862	30,531
計		1,059,103	2,177,485	593,627

※ 地方職員共済組合は、都道府県の職員が加入しています。

※ 公立学校共済組合は、公立学校の職員ならびに都道府県教育委員会およびその所管に属する教育機関の職員が加入しています。

※ 警察共済組合は、都道府県の警察職員が加入しています。

(2) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害または通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金という法人が、その災害によって生じた損害を補償する制度です。

平成19年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務または通勤による負傷や疾病の療養に必要な費用を支給する。	25	2,602	41	17,690	46	10,743
傷病補償年金	療養開始後1年6ヶ月を経過しても治ゆせず、その障害の程度が一定の等級に該当する場合に支給する。	0	0	1	4,216	0	0
障害補償	療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給する。	0	0	4	10,969	3	5,789
介護補償	傷病補償年金または障害補償年金の受給者で、一定の障害を有し、常時または随時介護を受けている場合に支給する。	0	0	1	511	0	0
遺族補償	公務または通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給する。	5	11,617	9	20,156	4	9,418
葬祭補償	公務または通勤により死亡した場合に遺族等に対し一定の葬祭費を支給する。	0	0	0	0	0	0
福祉事業	被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業および公務災害防止のために必要な事業を行う。	5	2,427	14	7,068	8	5,039
計		35	16,646	70	60,610	61	30,989

人事委員会から報告された業務の状況

1 職員の競争試験および選考の状況

(1) 競争試験の状況

平成19年度の競争試験の実施状況は次のとおりです。

①試験日程等

試験の種類	公告日	申込受付期間	試験日		試験場	名簿確定日	最終合格者発表日
			第1次試験	第2次試験			
I種	19. 4. 27	19. 5. 16 ～5. 30	19. 6. 24	19. 7. 17 ～21	第1次試験 福井県立大学 中央大学 第2次試験 県立青少年センター	19. 8. 8	19. 8. 10
II種	19. 6. 22	19. 8. 10 ～8. 24	19. 9. 23	19. 10. 23 ～24	第1次試験 福井県立大学 若狭高等学校 第2次試験 県立青少年センター	19. 11. 7	19. 11. 9
学校栄養士	19. 6. 22	19. 8. 10 ～8. 24	19. 9. 23	19. 10. 23 ～24	第1次試験 福井県立大学 若狭高等学校 第2次試験 県立青少年センター	19. 11. 7	19. 11. 9
市町立小・中学校事務	19. 6. 22	19. 8. 10 ～8. 24	19. 9. 23	19. 10. 23 ～24	第1次試験 福井県立大学 若狭高等学校 第2次試験 県立青少年センター	19. 11. 7	19. 11. 9
民間企業等職務経験者	19. 8. 3	19. 8. 6 ～9. 3	19. 9. 23	19. 10. 27	第1次試験 福井県立大学 明治大学 第2次試験 福井県職員会館	19. 11. 7	19. 11. 9
身体障害者	19. 6. 22	19. 8. 10 ～8. 24	19. 9. 23	19. 10. 27	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 福井県職員会館	19. 11. 7	19. 11. 9

警察官 (男性A)	19. 4. 27	19. 5. 28 ～6. 11	19. 7. 7 ～8	19. 8. 7 ～9	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 福井県自治研修 所	19. 8. 22	19. 8. 24
警察官 (男性B)	19. 6. 22	19. 8. 10 ～8. 24	19. 9. 15 ～16	19. 10. 16 ～17	第1次試験 福井県立大学 若狭高等学校 第2次試験 県立青少年セン ター	19. 10. 31	19. 11. 2
警察官 (女性A)	19. 4. 27	19. 5. 28 ～6. 11	19. 7. 7 ～8	19. 8. 7 ～9	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 福井県自治研修 所	19. 8. 22	19. 8. 24
警察官 (女性B)	19. 6. 22	19. 8. 10 ～8. 24	19. 9. 15 ～16	19. 10. 16 ～17	第1次試験 福井県立大学 若狭高等学校 第2次試験 県立青少年セン ター	19. 10. 31	19. 11. 2
少年警察 補導員	20. 1. 11	20. 1. 15 ～1. 29	20. 2. 10	20. 2. 26	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 県警察学校	20. 3. 6	20. 3. 7

②受験資格および試験の方法

試験の種類	受験資格	試験の方法		
		第1次試験	第2次試験	その他
I種	1 昭和52年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者 2 昭和61年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認めるものを含む。）を卒業した者または平成20年3月31日までに卒業見込みの者 3 栄養士および薬剤師にあっては、資格取得者（取得見込者を含む。）に限る。	1 教養試験 択一式試験 2 専門試験 択一式試験	1 専門試験 記述式試験 2 口述試験 集団面接 集団討論 個別面接 3 適性検査	・受験資格等の確認
II種	1 昭和61年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者	1 教養試験 択一式試験 2 事務適性試験 （事務系職種） 択一式試験 3 専門試験 （技術系職種） 択一式試験	1 作文試験 （事務系職種） 2 口述試験 集団面接 個別面接 3 適性検査	・受験資格等の確認
学校栄養士	1 昭和52年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者 2 栄養士の免許取得者（取得見込者を含む。）に限る。	1 教養試験 択一式試験 2 専門試験 択一式試験	1 口述試験 集団面接 個別面接 2 適性検査	・受験資格等の確認
市町立小・中学校事務	1 昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者	1 教養試験 択一式試験 2 事務適性試験 択一式試験	1 作文試験 2 口述試験 集団面接 個別面接 3 適性検査	・受験資格等の確認
民間企業等職務経験者	1 昭和43年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者で、民間企業等における職務経験が5年以上の者	1 教養試験 択一式試験 2 論文試験	1 専門試験 記述式試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査	・受験資格等の確認 ・職歴証明書等の提出

身体障害者	<p>自力により通勤ができ、介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者 2 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者 3 活字印刷文による出題に対応できる者（おおむね10ポイント程度） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 教養試験 択一式試験 2 事務適性試験 択一式試験 	<ol style="list-style-type: none"> 1 作文試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・受験資格等の確認
警察官 (男性A)	<ol style="list-style-type: none"> 1 昭和52年4月2日以降に生まれた男性 2 学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認めるものを含む。）を卒業した者または平成20年3月31日までに卒業見込みの者 	<ol style="list-style-type: none"> 1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長 ・体重 ・胸囲 ・視力 ・色覚 ・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび 	<ol style="list-style-type: none"> 1 論文試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認
警察官 (男性B)	<ol style="list-style-type: none"> 1 昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性 2 学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認めるものを含む。）を卒業した者および平成20年3月31日までに卒業見込みの者を除く。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長 ・体重 ・胸囲 ・視力 ・色覚 ・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび 	<ol style="list-style-type: none"> 1 作文試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認

<p>警察官 (女性A)</p>	<p>1 昭和52年4月2日以降に生まれた女性 2 学校教育法による大学(短期大学を除き、人事委員会が同等と認めるものを含む。)を卒業した者または平成20年3月31日までに卒業見込みの者</p>	<p>1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長 ・体重 ・視力 ・色覚 ・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 論文試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>
<p>警察官 (女性B)</p>	<p>1 昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた女性 2 学校教育法による大学(短期大学を除き、人事委員会が同等と認めるものを含む。)を卒業した者および平成20年3月31日までに卒業見込みの者を除く。</p>	<p>1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長 ・体重 ・視力 ・色覚 ・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>
<p>少年警察 補導員</p>	<p>1 昭和52年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者</p>	<p>1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長 ・体重 ・視力 ・色覚 ・その他 3 適性検査 I</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 個別面接 3 体力検査 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび 4 適性検査 II</p>	<p>・受験資格等の確認</p>

③申込者数、受験者数、合格者数、競争倍率

試験の種類	試験区分	採用 予定数	申込者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率
				受験者数	合格者数			
I 種	行政	27人	368人 (119人)	308人 (102人)	52人 (9人)	51人 (9人)	27人 (7人)	11.4
	警察事務	6人	135人 (64人)	91人 (43人)	24人 (13人)	21人 (10人)	12人 (7人)	7.6
	福祉・心理	4人	59人 (42人)	51人 (34人)	9人 (6人)	9人 (6人)	4人 (4人)	12.8
	土木(総合)	13人	64人 (5人)	55人 (5人)	24人 (2人)	22人 (2人)	13人 (0人)	4.2
	機械・金属	1人	6人 (1人)	1人 (0人)	1人 (0人)	1人 (0人)	1人 (0人)	1.0
	建築	4人	10人 (1人)	8人 (1人)	7人 (1人)	7人 (1人)	4人 (0人)	2.0
	化学	5人	16人 (10人)	16人 (10人)	10人 (6人)	9人 (5人)	5人 (3人)	3.2
	農林業	3人	36人 (16人)	30人 (12人)	7人 (2人)	6人 (2人)	3人 (0人)	10.0
	栄養士	1人	17人 (16人)	16人 (15人)	4人 (3人)	3人 (3人)	1人 (1人)	16.0
	薬剤師	9人	18人 (12人)	17人 (11人)	15人 (9人)	13人 (8人)	9人 (5人)	1.9
	小計	73人	729人 (286人)	593人 (233人)	153人 (51人)	142人 (46人)	79人 (27人)	7.5
II 種	一般事務	1人	28人 (14人)	25人 (13人)	5人 (2人)	4人 (2人)	1人 (1人)	25.0
	土木(総合)	1人	4人 (1人)	3人 (1人)	3人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)	3.0
	小計	2人	32人 (15人)	28人 (14人)	8人 (3人)	5人 (3人)	2人 (2人)	14.0
学校 栄養士		1人	39人 (37人)	37人 (34人)	5人 (4人)	5人 (4人)	1人 (0人)	34.0
市町立小・ 中学校事務		3人	193人 (111人)	152人 (90人)	9人 (0人)	9人 (0人)	3人 (0人)	50.7
警察官	男性 A	40人	591人 (0人)	303人 (0人)	157人 (0人)	133人 (0人)	81人 (0人)	3.7
	男性 B	23人	277人 (0人)	141人 (0人)	91人 (0人)	81人 (0人)	46人 (0人)	3.1
	女性 A	2人	116人 (116人)	60人 (60人)	9人 (9人)	7人 (7人)	4人 (4人)	15.0
	女性 B	2人	91人 (91人)	45人 (45人)	8人 (8人)	8人 (8人)	4人 (4人)	11.3
	小計	67人	1,075人 (207人)	549人 (105人)	265人 (17人)	229人 (15人)	135人 (8人)	4.1
少年警察 補導員		1人	62人 (26人)	45人 (20人)	4人 (1人)	4人 (1人)	2人 (0人)	22.5
民間企業等 職務経験者	行政	2人	64人 (10人)	51人 (9人)	7人 (1人)	7人 (1人)	2人 (0人)	25.5
身体障害者	一般事務	1人	6人 (2人)	6人 (2人)	3人 (0人)	2人 (0人)	1人 (0人)	6.0
合計		150人	2,200人 (694人)	1,458人 (505人)	454人 (77人)	403人 (70人)	225人 (37人)	6.5

※ () 内は女性

(2) 選考の状況

平成19年度の選考採用の実施状況は次のとおりです。

①職員の任用に関する規則第22条第1号および第2号に規定するもの

(資格・免許を必要とする職、職務遂行能力についての順位の判定が困難な職など)

職種	任命権者別合格者数			計
	知 事	教育委員会	警察本部長	
医師	20人			20人
保健師	2人			2人
助産師	5人 (1人)			5人 (1人)
看護師	76人 (6人)			76人 (6人)
診療放射線技師	3人			3人
作業療法士	2人			2人
言語聴覚士	3人			3人
理学療法士	3人			3人
保育士	3人 (1人)			3人 (1人)
文化財調査員		2人		2人
計	117人 (8人)	2人		119人 (8人)

※ () 内は、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された者をもって充てようとする職

②職員の任用に関する規則第22条第4号、第5号および第7号に規定するもの

(教育公務員をもって充てようとする職、他の地方公共団体や国の職をもって充てようとする職など)

知 事	任命権者別合格者数		計
	教育委員会	警察本部長	
9人	62人	17人	88人

③職員の任用に関する規則第22条第8号に規定するもの

(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された者をもって充てようとする職)

知 事	任命権者別合格者数		計
	教育委員会	警察本部長	
22人			22人

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況

平成19年10月9日、地方公務員法第8条、第14条および第26条の規定に基づき、福井県人事委員会委員長より、福井県議会議長および福井県知事に対して、次のような内容の報告および勧告を行いました。(報告および勧告全文については福井県人事委員会事務局ホームページ【<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/>】に掲載してあります。)

(1) 報告

① 公民の給与較差に基づく給与の改定

・公民給与の比較

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
382,203 円	381,252 円	951 円 (0.25%)

・改定の内容

1) 月例給

ア 給料

初任給を中心に若年層に限定した改定(中高年齢層は据置き)。

イ 扶養手当

少子化対策の推進に配慮し、国に準じて、子等に係る支給月額を500円引上げ(6,000円→6,500円)。

ウ 地域手当

国に準じ、県外勤務地の支給割合について、今後の改定分の一部を繰り上げて改定(東京都特別区14%→14.5%など0.5%の引上げ)するほか、県内勤務者に対する支給割合について0.1%繰り上げて改定(0.9%→1.0%)。

2) 期末・勤勉手当(ボーナス)

民間の支給割合に見合うよう0.05月分引上げ(年間4.45月分→4.50月分)。

3) 改定の実施時期

1)の改定は平成19年4月1日に遡及して実施し、2)の改定は平成19年12月支給分から実施。

② 給与構造の改革

- ・給与構造改革について、引き続き着実に取り組む。
- ・地域手当については、国家公務員との均衡を考慮し計画的に改定する。

③ 教員給与制度等

文部科学省等において進められている教員に係る新たな職の設置に関する検討、給与体系の見直しの状況等を注視し、的確に対応していくことが必要である。

④ 給与以外の勤務条件

1) 能力・実績に基づく人事管理

- ・国においては、改正国家公務員法が本年7月に公布され、能力・実績に基づく人事管理を推進するため、公布の日から2年以内に新たな人事評価制度を整備することとなった。
- ・地方公務員法について同様の改正案が継続審議中であり、本県においても、新たな人事評価制度の設計に向け取り組む必要がある。

2)職業生活と家庭生活の両立支援

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現の観点から、職業生活と家庭生活の一層の両立支援を進めていく必要がある。
- ・また、国においては、本年8月より育児短時間勤務制度が導入されており、本県においても、改正された地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、早期の制度整備と円滑な施行に向けての周知が必要である。
- ・なお、自己啓発等休業制度の創設に係る改正地方公務員法が施行されており、検討を行っていく必要がある。

3)総実勤務時間の短縮

- ・総実勤務時間の短縮は、職員の心身両面の健康保持、公務能率の向上、職業生活と家庭生活の両立という観点から重要な課題となっている。
- ・超過勤務の縮減については、職員・職場管理者・任命権者間相互において十分な意思疎通を行い、それぞれが実効性のある具体的な対策をとることが望まれる。
- ・年次休暇の取得日数は、依然として全国平均から見て低い水準にある。引き続き、休暇の取得促進に取り組む必要がある。
- ・なお、国においては、民間準拠を基本とした職員の勤務時間の見直しについて人事院が報告を行っており、本県においても、国および民間の動向を踏まえ、検討を行っていく必要がある。

4)職員の健康管理とメンタルヘルス

- ・職員の心身両面における健康管理については、職員やその家族にとってばかりでなく、県民に対し公的サービスを効率的かつ的確に提供するという観点からも重要である。
- ・行政課題が複雑・高度化する中、職員にかかる負担は心身ともに増加傾向にある。
- ・メンタルヘルスについては、日常的に職員に接している職場管理者が果たす役割が大きく、職場環境の改善や良好な人間関係づくりに努める必要がある。また、任命権者にあっては、引き続き職場管理者に対して適切な支援を行うことが求められる。

5)公務員倫理の確保

- ・全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する職員には、公務員倫理の確保が強く求められ、職員一人ひとりが、公務の執行者たる責務を自覚し、法令遵守を徹底し、高い倫理観の保持に努める必要がある。
- ・また、各任命権者においても、職員研修等の機会を捉え、引き続き職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および服務規律の確保を図っていく必要がある。

6)その他

- ・人事院報告にある公務員の高齢期における雇用確保策の総合的な検討、労働基本権を含む労使関係のあり方の見直しといった事項について、検討状況を注視していく必要がある。

(2) 勧告

[1] 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

① 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

[【http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/19kankoku_d/fil/004.pdf】](http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/19kankoku_d/fil/004.pdf)

② 諸手当

1)扶養手当

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を各1人につき6,500円とすること。

2) 勤勉手当

- ア 平成 19 年 12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.775 月分とすること。
- イ 平成 20 年度以降については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.75 月分とすること。

[2] 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

① 給料表

現行の第 2 号任期付研究員に適用される給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

【http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/19kankoku_d/fil/005.pdf】

② 期末手当

12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.8 月分とすること。

[3] 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

特定任期付職員について、12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.8 月分とすること。

[4] 改定の実施時期

この改定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、[1]の②の 2)のイについては平成 20 年 4 月 1 日から実施すること。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、職員の労働基本権を制限した代償措置として、職員としての地位に基づく経済的権利を確保するために設けられたもので、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、苦情、不満のある場合、人事委員会に対して地方公共団体の当局により、適当な措置が取られることを要求する権利を認めようとするものです。

(1) 措置要求の状況

平成19年度の処理状況は下表のとおりです。

平成19年度 要処理件数	平成18年度末 未処理件数	平成19年度 新規件数	平成19年度 処理件数	平成19年度末 未処理件数
0	0	0	0	0

① 継続事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—

② 新規事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、任命権者によって不利益処分を受けたと思う職員から適法な不服申立てがあったとき人事委員会はそれを受理し、必要な調査、審査を行い、その結果に基づいて、当該処分が妥当であるとするときはそれを承認し、違法不当であればこれを修正または取消し、さらに必要があれば給与の回復等必要な是正措置を指示することにより職員の利益を保護し、人事行政の適正化を図るものです。

(1) 不服申立ての状況

平成19年度の処理状況は下表のとおりです。

平成19年度 要処理件数	平成18年度末 未処理件数	平成19年度 新規件数	平成19年度 処理件数	平成19年度末 未処理件数
0	0	0	0	0

① 継続事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—

② 新規事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—